

## 東広島市監査公表第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、東広島市長から平成28年度定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年1月27日

東広島市監査委員 山 崎 幹 雄  
同 水 戸 晃  
同 小 川 宏 子

### 定期監査の監査結果に基づく措置について

#### 1 監査の対象

対象部局等	監査結果公表年月日	措置事項通知年月日
総務部 危機管理課	平成28年10月26日 (東広島市監査公表第22号)	平成28年11月25日 (東広総第36号)
こども未来部 保育課	平成28年10月26日 (東広島市監査公表第22号)	平成28年11月28日 (東広家第697号)
消防局 指令課	平成28年10月26日 (東広島市監査公表第22号)	平成28年11月7日 (東広消総第42号)

#### 2 監査の実施期間

平成28年5月13日から平成28年10月25日まで

#### 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

(1) 総務部 危機管理課

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 補助金交付事務</p> <p>補助金交付決定前に事業着手されていたもの、補助金の額の確定を通知していないものがあった。補助金等交付規則等の関係規定に基づき適正な事務処理に努められたい。</p> <p>2 財産管理事務</p> <p>郵便切手類出納簿について、物品分任出納員が出納及び保管の状況を記録管理しなければならないとされているところ、使用者がその記録管理を行っていた。</p> <p>物品管理規則に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>補助金交付決定前に事業着手されていたものについては、補助金支出先に対し補助金交付申請の早期提出を依頼した。また、実績申請の際は、事業着手日等内容を十分に確認し受領することを再徹底し、再発防止策を講じた。</p> <p>補助金の額の確定を通知していないものがあったことについて、防犯灯設置費補助金交付要綱を改正し、再発防止策を講じることとした。</p> <p>郵便切手類出納簿の記録管理については、課内で取扱いについて周知徹底を図り、使用した際の記録方法を変更することにより、再発防止策を講じた。</p>

(2) こども未来部 保育課

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 財産管理事務</p> <p>郵便切手類出納簿について、物品分任出納員が出納及び保管の状況を記録管理しなければならないとされているところ、使用者がその記録管理を行っていた。</p> <p>また、タクシー券について、受払簿を備え付けていなかった。</p> <p>物品管理規則に基づき適正な事務処理に改められたい。</p> <p>2 契約事務</p> <p>契約関係書類を紛失しているものが</p>	<p>郵便切手類出納簿の管理については、物品分任出納員が出納及び保管状況を記録管理するよう徹底しています。</p> <p>また、タクシー券の管理については、受払簿による管理により適正な事務処理を徹底しています。</p> <p>契約関係書類の管理については、文書事務取扱</p>

<p>あった。契約手続きの妥当性や契約内容を証する重要な書類であることを認識し、文書事務取扱規程に基づき適正な管理に努められたい。</p>	<p>規程に基づき適正な管理を徹底し、再発を防止しています。</p>
---	------------------------------------

(3) 消防局 指令課

監査の結果(指摘要望事項)	措置の内容
<p>1 財産管理事務</p> <p>郵便切手類出納簿について、物品分任出納員が出納及び保管の状況を記録管理しなければならないとされているところ、使用者がその記録管理を行っていた。</p> <p>物品管理規則に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>郵便切手類出納簿については、監査当日の6月2日(木)に、物品分任出納員が出納及び保管の状況を記録管理することを所属内で徹底するとともに、係長の確認を追加することで、再発防止策を講じました。</p>